

単位認定の方針

学校法人坪内学園

専門学校坪内総合ビジネスカレッジ

「学校法人坪内学園 教務規程」において、単位修得認定ならびに成績評価（成績評価方法、定期試験、定期試験を行わない授業科目の評定方法、成績評価基準等）について定める。

授業計画書（シラバス）に示された評価の観点及び成績評価方法により、各規定に基づいて成績の評価及び評定を行い、単位修得を認定する。

※「学校法人坪内学園 教務規程」より抜粋

第2章 授業科目の履修及び単位修得

(単位修得の認定)第4条 履修した授業科目の単位修得の認定は、担当教員の評価に基づき校長が認定する。

2 単位修得の認定は次の条件を満たした時に行うものとする。

(1) 試験その他の審査による学習の評定が「C（可）」以上であること。成績の評価基準は第6章で定める。

(2) 国際自動車整備士学科、こども総合学科においては、各授業科目の出席時間が指定基準時間数以上であること。

3 単位修得の認定は、原則としてその年度を超えて行わないものとする。但し、学則別表1（国際日本語学科においては別表第2）において、年度をまたいで履修する授業科目の単位修得の認定については、各学年の学習評価を踏まえて最終学年において行う。

第6章 成績評価及び評定

(評定の決定手続き)

第38条 学習成績の評定は成績会議の審議を経て決定される。

(学習の評定)

第40条 試験その他の審査による評定は、A（優）、B（良）、C（可）及びD（不可）の4段階をもって行い、D（不可）を不合格とし単位修得の認定を行わない。

(評定基準)

第41条 前条の評定の基準は、当該授業科目の目標達成度に応じ、次の表のとおりとする。

(1) 2021年度以降開講科目

	評 定	評定点	目標達成度
各学科・コース	A (優)	90～100	高い程度に達成しているもの
	B (良)	80～89	達成されているもの
	C (可)	70～79	おおむね達成しているもの
	D (不可)	69以下	達成されていないもの

(成績評価方法)

第42条 成績は、100点満点で評価する。

(1) 地域経済医療事務学科、国際観光ビジネス IT 学科、医療事務学科、公務員学科、短期公務員学科、動物学科、IT 学科、国際日本語学科の授業科目の学習成績の評価は、次の要領により、定期試験または追試験（必要により再試験を含む）の試験素点と平常点によって評定点を算出する。

- ①定期試験素点に0.8を乗算し少数点以下を切り捨てる。
- ②平常点20点とし、授業科目に関連する資格・検定受験または合格状況、課題提出、レポート提出、出席状況により算出する。
- ③ ①及び②の合計点数を評定点とする。

(2) 国際自動車整備士学科、こども総合学科の授業科目の学習成績の評価は、定期試験または追試験（必要により再試験を含む）に、各授業科目において担当者が必要に応じて実施する試験、課題、レポートを加えたもの、並びに、平素の学習活動全般から得られる評価資料に基づいて総合的に定める。加算基準（担当者が必要に応じて実施する試験平均点、課題平均点、レポート平均点）は以下のとおりとする。

	加点数	平均点
国際自動車整備士学科	10点	90点～100点
こども総合学科	7点	80点～89点
	5点	70点～79点
	0点	0点～69点

就職活動については、就職対策科目に加点する。

- 2 再試験の対象者には、再試験及び課題及びレポートの合計を100点法として構成し評価する。
- 3 定期試験または追試験によりD評価となった者は、再試験受験により定期試験の評価点を更新することができる。ただし、評定をCとし、評定点はC最低点とする。

(定期試験を行わない授業科目の成績評価方法)

第43条 定期試験を行わない授業科目の成績は、具体的な評価方法により100点満点で評

価し、シラバスに明示する。

- (1) 授業内での実技試験評価
- (2) レポートや課題等の提出物
- (3) 小テスト等による定着度の評価資料
- (4) 検定試験合格状況
- (5) 実習やインターンシップ等における報告書
- (6) その他根拠となる資料または方法

(評定の時期)

第44条 成績の評定は、原則として前期末および後期末に行うものとする。

- 2 学則別表1（日本語学科においては別表第2）において、年度をまたいで履修登録する授業科目の評定は、各学年の学習評価を踏まえて行う。